

集落営農の法人化とその意義

浜田年騏

Village-Farming Group Incorporation and its Significance

Toshiki HAMADA

Abstract Village-farming groups, perceived as the most efficient form of farm management in mountainous areas, are recently in a move towards incorporation. This research aims to clarify the ways of function strengthening of incorporated village-farming groups as they compare with non-incorporated ones, and to show the way of assessing their achievement, as an essential component of agricultural policy (in mountainous areas). The research consists of a discussion on the role the most efficient form of farm management, the significance of village farming groups, and case studies of five village-farming groups operating in Shimane Prefecture. The elements of function strengthening are as follows: (1) regional management and preservation, (2) furtherance of family farms and village-farming groups, (3) building of development power within the organization, (4) formation power of a support and driving force, and (5) preservation function of residential environment. Besides Decoupling Policy in disadvantaged areas, developing a sense of civism is an important factor in these elements of function strengthening. Key word: Village-farming groups, farm management in mountainous areas, Decoupling Policy, disadvantaged areas, Shimane Prefecture

I はじめに

中山間地域では青壮年層を中心とする人口の急激な減少のもとで、農業生産の衰退や農村生活の停滞さらには地域資源の荒廃など、いわゆる定住環境の悪化が著しく進んでおり、それに歯止めをかけ再興していくための担い手の形成が強く求められている。集落営農¹⁾はその具体的な一形態といえよう。

集落等を単位とする地域農業の組織化は、農業基幹労働力の兼業化・流出や機械化が顕著に進んだ昭和30年代半ば以降に「米づくり運動」として広く全国的にみられた。この運動ではコメ生産力の向上と省力化、稲作収益の向上とコストの低減など技術的・経済的に大きな成果を得るとともに地域・構成農家等の定住条件の向上にも寄与した。その後、オイルショックや米過剰等の農業をめぐる経済環境の変化の中で、53年の水田利用再編対策、54年の新農業構造改善事業や57年の農政審議会答申「80年代の農政の基本方向」等を契機に新たに地

域農業の組織化を政策的に強く誘導する方向性²⁾が提示されてきた。

そして近年、「新食糧法」やUR合意等による諸規制の撤廃、市場原理の導入などにより農業構造の再編と競争力の強化が求められるなかで、農業・農村の組織化論議は新たな段階に入った。そこには、土地利用型農業の近代化に向けての構造再編と担い手の形成が思うにまかせない状況と合わせて、農家の内部構造が一段と弱体化したことが指摘できる。とりわけ中山間地域では過疎・高齢化の進行により、農業基幹の労働力はもとより補助労働力さえもたない農家が広範に出現し、農業生産の停滞・縮小や農林諸資源の荒廃・放棄さらには集落そのものの消滅という危機に直面し³⁾、もはや構造再編による自立経営農家等の出現を気長に待つという時間的余裕はない緊迫した状況に追い込まれている。このように、今日の中山間地域の担い手問題は極めて厳しい環境にあるが、その担い手として地域農業の組織化いわゆる集落営農の形成が大きくクローズアップされ、合わせてその役割と機能の強化が期待されている。

ところで、集落営農は構成農家の内部構造と外部経済環境との相互関連性のもとで生成・発展・再編という動態変化⁴⁾をみせるが、前述のように、農家をめぐる内部構造と外部環境は激変しており、集落営農の発展や機能強化を図るためには組織と構成農家の自助努力と合わせて法的・制度的な整備も必要となる。その対応の1つとして注目されるのが法人化である。法人化は経営体としての機能強化や人材形成力（インキュベーター機能）が期待され、「新政策」においても経営体の近代化とその安定性・継続性を目指して熟度の高いものから法人化への移行が強く打ち出されており⁵⁾、個別経営体だけでなく集落営農などの組織経営体での導入も推進されている。

本稿の分析対象地である島根県は中山間地域率が農業集落数で81.1%、農家戸数で77.6%（1990年センサス）とまさに中山間地域の典型県であり、過疎・高齢化の先進県でもある。そのため、農業生産の地域ぐるみでの組織化、いわゆる集落営農の育成に早くから積極的に取り組み、各地に多様な形態の集落営農が出現している。そのなかで自らの経営体質・機能の強化を目指して5つの集落営農が法人化し、新たに法人化を目指している事例もみられる⁶⁾。

本稿では法人型集落営農の実態を明らかにするとともに、法人化に伴ない集落営農がどのように機能強化されるかを明らかにする。また、法人型集落営農が農政上の担い手としてどのように評価できるかについても指摘したい。本稿の構成はⅡで中山間地域の担い手が求められている役割について整理し、Ⅲでは担い手としての集落営農の意義とその課題を明らかにする。ついでⅣでは中山間地域の典型県である島根県に出現した法人型集落営農の実態を明らかにするとともに集落営農の法人化に伴う機能強化について考察し、Ⅴでその意義を述べる。なお、本稿での考察対象は中山間地域とし、集落営農は全戸参加型である。

Ⅱ 中山間地域における担い手が求められる役割

近年、中山間地域では家族経営の空洞化現象に伴い新たな担い手の形成が求められ、個別経営体の他に集落営農や市町村農業公社・農作業サービス会社等の多様な形態の担い手が出現しつつある。本節では中山間地域における担い手に求められている基本的役割について概括的に整理しておく。

第1は、地域農業の保全あるいは再建を通して農家経済の維持・向上を図る役割である。1つは、農地資源の

保全と活用、少なくとも優等地である水田を保全し、低コスト農業の実現や転作の計画的・効率的実施を図る。2つは、地域内諸資源の有効利用を通して地域農業の内発力を高める。3つは、農地や労働力などの生産要素利用に対する報酬の安定的保証。4つは、農業者年金受給資格の取得のため、経営移譲が安心して出来る条件整備。5つは、他産業従事者や高齢者・女性を重労働から解放し、能力にあった就労場の確保など労働力の適正な利用体制を確立する。

第2は、地域社会の保全者として生活環境の維持・再編を図る役割である。1つは、旧慣を廃して地域社会構成員の自立と社会的役割分担の確立を図る。2つは、高齢者が安心して生活が送れるような生産・生活の支援体制を作る。3つは、次代を担う子供たちを守り、教育できる体制の整備。4つは、有形・無形の文化資源を保全・継承し、潤いのある生活環境の整備。5つは、生活資本の整備を進め、農村らしい快適な生活環境を作る。

第3は、国民経済社会の一員としての役割である。1つは、都市住民に良品質で安全・安価な農産物を提供する。2つは、自然資源の維持管理や自然再生機能を強化して国土保全機能を高める。3つは、交流やグリーンツーリズムなどを通して農村型サービスを都市住民に提供する。

第4は、担い手として上記のような役割を総合的に果たすとともに、1つは、担い手自体の再生産機能ととりわけ人材形成力を持つこと。2つは、地域や集落から高い社会的信用力を得ること。そして3つは、中山間地域の資源管理者として国民的合意を得ることである。

以上4点を指摘したが、とくに第4の役割は、今後の中山間地域振興や支援政策⁷⁾を進めるうえできわめて重要な条件になるものであり、このような役割を果たしうる担い手の広範な形成が求められる。

Ⅲ 担い手としての集落営農の意義と課題

1. 集落営農形成の意義

中山間地域における担い手はまさに広範な役割が期待されており、その担い手として集落営農が評価されている。ここでは担い手としての集落営農の意義⁸⁾について機能的側面よりみる。

第1は、農業生産を補完・補強する組織としてである。農地や機械・施設等の固定資産および労働力など、個別農家での整備や利用・調整が著しく困難となっているものについて、集落営農に集結し利用することにより農業

生産の効率化・低コスト化を追求する。

第2は、農業生産を代替する組織としてである。兼業化・高齢化等の進行により機械作業を中心とした農作業が遂行できない農家の農業生産過程の一部ないし全作業を代行するもので、それにより農地の利用・保全が図られるとともに、集落営農やその構成農家の農業生産の効率化と低コスト化が追求できる。

第3は、集落や農家をもつ諸資源を代替管理する組織としてである。主として離・脱農等した農家や独居農家の農地管理を代行するもので、集落営農が構成農家と協力し農地を全体的・計画的に利用・保全し、耕作放棄地の発生や生活圏域の縮小を防ぐ。

第4は、地域振興・活性化の主体としてである。組織には構成農家の多様な資源が結集されるが、それを活用することにより新たな農業生産や農産加工が付加され、多様な販売方式や都市との交流などと結びつけて地域の活性化・内発力の強化を図る。

第5は、農家生活を補完する組織としてである。高齢化・少子化社会を迎え、家族構成のアンバランス化や家族の縮小に悩む農家では、自己完結型の農村生活を営むことが次第に困難となってきた。しかし、集落営農による新事業の展開や構成農家間の交流の活性化により、高齢者の活用やサポート、次代を担う子供の教育さらには地域の伝承文化の継承などの体制が整備され、家族構成上の欠陥が補強される。

そして第6は、近年とくにその意義が重視されるのが公益的機能の保全者としてである。農業生産や農家生活の維持・向上を図っていくには、地域資源の有効利用が前提条件となるが、第1から5までの行為を通して地域資源や水資源さらには景観等が保全される。

2. 集落営農の課題

担い手に恵まれない中山間地域では、集落営農の形成は地域と農業にとってまさに最後の選択肢といっても過言ではなく、形成に向けて大きな努力が払われる。しかし、集落営農が成立したとしても、なお以下のような課題が残されている。

第1は、集落営農は1ないし数集落からなるが、単一集落での形成が圧倒的に多い。しかし、1集落当たりの農業規模は小さく⁹⁾、低コスト化による収益向上やリーダー・オペレーターなどに対する経済的サポート能力には限界があり、優秀な人材の確保・再生産は構成農家の自助努力に依存する面が大きい。

第2は、集落営農により農業機械・施設等の固定資産

の共有や組織化は進展するが、任意組織として存在する限り、リーダーの組織に対する無限責任問題や固定資産の償却金積み立てにたいする法的制約が残る。また、補助事業導入を契機とする組織化は、固定資産更新時に新たな追加投資や組織再編という組織内調整が必要となり、その克服が集落営農の安定的存続のカギを握る。

第3は、集落営農は構成農家とその農業維持のため、効率性・専門性より平等性が優先されがちとなる。平等性は組織維持に大きく寄与するとしても、固定資産の適正所有、省力化や低コスト化を制約するとともに、リーダーやオペレータの精神的・肉体的な過重負担と犠牲を強い、リーダーや組織の高度な経営管理機能の発揮の制約要因となる。

第4は、今日、農業の高付加価値型産業への脱皮が唱えられているが、任意の集落営農が直接事業活動することは法的に認められず、組織内での農業再編や起業活動には限界がある。そのため、リーダーやオペレーターの育成や収益力の強化、構成農家の農地、労働力などの諸資源の活用にも限界が生じる。

第5は組織の社会的認知、政策的支援の主体としての限界性がある。集落営農は地域農業の再編主体として注目され、行政機関からの補助対象主体と位置づけられている。しかし、あくまで任意組織であり、地域農業の再編主体として直接的所得補償などの政策的認知を受ける主体となるには法的、経営的基盤が弱く、国民的合意も得にくい。

IV 法人型集落営農の形成とその機能

過疎・高齢化が著しい島根県では、集落農業の振興という視点からの独自の施策展開が早くからみられた。昭和50年には国の施策にも影響を与えたといわれる島根農業振興対策事業（新島根方式、50～63年）がスタートし、以降、ふるさと農業活性化事業（新生島根方式、平成元～5年）、島根地域農業活性化特別対策事業（しま活事業、6～8年）へと引き継がれている。これら集落農業事業は新島根方式の事業目的「農業集落内に新しい農業生産体系を確立するなどによって、農業集落の一体的向上を図り崩壊に向かいつつある農業集落を再生」¹⁰⁾にみられるように集落を単位とする新しい農業生産体制、いわゆる集落営農の確立を目指したものと見える。現在集落営農として活動しているのは208組織（うち179組織、86%が中山間地域に集中）で¹¹⁾、本項では表1のように5つの法人型集落営農（以下、IVでは法人と

表1 法人型集落営農の総括表

項目	№1	2	3	4	5
法人設立年	昭和62年(1, 2号法人)	平成5年(1, 2号法人)	5年(1, 2号法人) 9年より特定農業法人	8年(1, 2号法人) 設立とともに特定農業法人	8年(1, 2号法人) 設立とともに特定農業法人
法人経営の形態 構成農家数(集落農家) 同上水田面積	作業受託型(全作業) 15戸(23戸) 2,343a	作業受託型(機械作業) 15(19) 1,565	経営受託型 16(20) 1,239	経営受託型 20(20) 996(非加入3戸分を含む)	経営受託型 9(13) 612(非加入3戸分を含む)
法人の主たる事業内容	稲作作業(一部経営)受託 育苗施設の管理受託(JA) 野菜生産・農産加工 高齢者・女性の余剰労働力活用型施設園芸導入 都市との交流	稲作作業(一部経営)受託 農産加工・高齢者・女性の余剰労働力活用型施設園芸導入	稲作経営受託 野菜生産 有機農業(稲作)	稲作経営受託 野菜生産・農産加工 都市との交流	稲作経営受託 野菜の契約栽培
法人の形成過程	55年後継者会 60年新島根方式 61年集団転作 62年圃場整備完了	55年新島根方式 58年機械共同利用(8戸) 62年圃場整備完了 元年営農組合・集団転作 4年島かつ事業	57年圃場整備完了 元年機械共同利用組織 3年中山間地域集落営農推進事業 4年集落営農研究会	2年圃場整備完了 5年若手集落農業研究会 7年島かつ事業 7年営農組合	2年田植機共同利用組合 3年新生島根方式 3年農作業受託組合 5年圃場整備完了
代表理事の概要	48歳、農業、オペ 稲作(450a)、和牛等 後継者農業専従(花)	61歳、農業(元JA)、オペ 稲作(158a)	40歳、会社役員、非オペ 家庭菜園程度	42歳、認定農業者、オペ 施設野菜(ハウス2,200㎡)	45歳、会社員、オペ 家庭菜園程度
オペレーター人数(年齢別) 同上(新規参加者) 会計担当者	10人(67歳,53,51,48,32) (49,30,25,24,23) 代表理事	4(62,61,42,40) 39歳(JA職員)	5(66,63,60,53,47) 47歳(会社員)と会計士委託	6(63,60,57,53,50,42) 代表理事	6(45,44,42,39,38,22) 42歳(町職員)
法人構成農家の 主要な経営組織	稲作 9戸 稲作+和牛 3 稲作+和牛+椎茸 1 稲作+その他 1 なし 1	稲作 11 稲作+施設野菜+その他 2 稲作+椎茸 1 なし 1	オペ+日常管理 5 日常管理 7 なし 4	オペ+日常管理+施設野菜 1 日常管理+施設野菜 1 オペ+日常管理 5 日常管理 3 なし(野菜作出役) 3 なし 7	オペ+日常管理+和牛他 2 オペ+日常管理+野菜 2 オペ+日常管理 2 日常管理+野菜 1 日常管理 2

注1: オペレーターの新規参加者とは、最近2〜3年の間に加わったものである。
注2: 平成8年10月から9年3月の間の聞き取り調査により作成。

略称する)をとりあげる。

1. 法人型集落営農の概況

① 形成の過程

各法人は前身としていずれも任意の生産組織をもつが、その生産組織の形成は圃場整備事業や新しい営農方式を求めての補助事業の導入を契機としている。法人の設立ないし移行は、豊かな農村の維持・再建を基本理念に集落の農家と農地を守る、農業機械の安定的更新、オペレーターや担い手の確保を図る等を主目的としている。なお、いずれも1・2号法人で、№4、5は特定農業法人として平成8年に発足、5年に法人化した№3は9年から特定農業法人になっている¹²⁾。

② 事業内容

法人経営の中心部門は稲作で、その規模は水田面積にして№1の23ha以外は余り大きくなく、№4、5は10ha未満である。経営形態は№1、2が作業受託型、№3、4、5が経営受託型で、№1、2では構成農家や離農家の経営受託も一部行っている。各法人とも構成農家やその家族員が農業との関わりを出来るだけもつように配慮され、全作業受託の№1の他、経営受託の№3、4、5でも、機械作業以外の日常管理作業は構成農家に内部委託や地主へ再委託する方式を採用している。

稲作以外の部門は法人により異なるが、野菜や農産加工・有機農産物生産など女性・高齢者労働力を活用する作目が導入され、また、都市との交流、JAからの育苗受託など多様な事業展開が見られる。

③ リーダー・オペレータの存在形態

リーダー(以下、代表理事を指す)は№2を除くと若く、設立時の年齢はいずれも40歳代ないしそれ以下である。また、№2でも42歳(農業専業)への移譲が計画されているなど、各法人とも若い人材が積極的に登用されている。

オペレータ数は法人により異なるが4名以上確保されている。№1、5では40歳代以下の若手が多く参加し、とりわけ設立年次の古い№1では新規に多くの若手オペレーターが参加し人材の充実が図られている。

なお、法人設立時には経理担当者の有無が問題となるが、№1、4は代表理事、№2と5は構成員のJA、役場職員が担当し、組織内の人材が活用されている。

④ 構成農家の家族員構成

表2のように家族員構成は法人により大きく異なる。№1、2、5では後継者問題が当面生じないA、B型農家がほぼ過半を占めるが、№3、4は高齢者農家、独居農家といった近い将来離農・離村が予測されるE型農家およびその予備軍とみられるD型農家を多く抱えている(№5は集落内に法人不参加のD型農家が4戸あり、実質的には№3、4と同様な条件下にある)。

法人の事業形態は家族員構成のあり方と大きく関わり、農家の大幅な減少が当面予想されない№1、2は、構成農家が農業生産に従事する機会が多い作業受託型を選択している。これに対して離農あるいはその予備軍を多く抱える№3〜5では、このままでは農地の荒廃・集落の崩壊という危機意識が強く、農地の維持・保全を意識した経営受託型を選択している。

なお、法人構成員数は最大がNo.5の20戸で最小はNo.4の9戸と少ない。全戸参加はNo.4のみであるが、各法人ともほぼ集落内農家により構成されている。

表2 家族構成員の形態別農家数(単位:戸)

タイプ	家族構成形態	No.1	2	3	4	5
A	世帯主(60歳未満)+後継者(在宅)	3	0	1	1	1
B	世帯主(60歳未満)+後継者(未成人)	4	12	6(1)	7	5(1)
C	世帯主(60歳未満)+後継者(他出)	1	0	3	0	1
D	世帯主(60歳以上)+後継者(他出)	7	1	3	3	2
E	独居世帯あるいは高齢者のみの世帯	0	2	4	9	0
合計(法人構成農家戸数)		15	15	16	20	9
参考	集落内農家戸数	23	19	20	20	13
	集落外からの法人参加戸数	0	0	1	0	1

注1:世帯主と後継者の存在形態をみたもので、これ以外の家族員も存在する。

2:()内は集落外からの法人参加農家数を示す。

2. 法人経営の経営経済性

① 稲作労働時間と生産費用(表3参照)

イ. 稲作労働時間

10a当り投下労働時間は、No.2が26.5時間と米生産費を上回るが、No.1(ただし、育苗時間がない)、3は下回っている。省力化の主要因は、機械作業時間が米生産費を大幅に下回ったことによるものである。日常管理作業はNo.1は出役、No.2は個別管理、No.3は再受託など、構成農家の補助労働力の活用を主目的とする個別対応を原則としており多投入となっている。

表3 10a当り投下労働時間及び生産費用(単位:ha, 時間, 円)

	No.1	2	3	米生産費
構成員水田面積	24.3	15.2	12.6	
うち水稲作付面積	2.7	1.0	9.5	5~10ha
法人水田受託面積	3.1	1.0	13.0	6.6
10a当り投下労働時間	15.5	26.5	18.2	24.3
うち機械作業	4.5	4.8	6.6	11.6
同上日常管理作業	11.0	14.4	8.1	8.3
同上育苗作業	-	7.3	1.6	3.7
10a当り生産費用	94,774	97,855	102,928	137,558
うち賃借料	35,800	3,500	7,000	4,791
同上農機具費	-	13,973	18,128	21,353
同上労働費	11,000	28,496	17,452	36,147
同上地代	27,000	22,000	20,000	34,053

注1:10a当り投下労働時間と生産費用は、竹山孝治「島根県における集落営農法人の運営実態と成立条件」、島根県農業試験場企画調整部刊、平成9年7月より引用。

なお、機械作業は耕起整地、田植、刈取脱穀、乾燥の合計、日常管理作業は基肥、追肥、除草、管理、防除の合計を示す。また、No.1の賃借料には農機具費、オペレータ賃金、無人ヘリ防除料金が含まれている。

2:米生産費は平成7年度「米生産費調査」都府県5~10haを示す。

ロ. 10a当り生産費用

10a当り生産費用は、各法人により費目の算定根拠、

労賃算定基準等が異なるため比較は出来にくいですが、最多がNo.3の102,928円、最少がNo.1の94,774円となっている。米生産費と比較すると主要費目の農機具費、労働費で低く、組織化効果を読みとれる。

② 収益分配方式

構成農家の収益は、大きく区分すると稲作収益(農地委託農家は地代)と稲作以外部門への出役賃金および従事分量配当¹³⁾からなる。構成農家の稲作収益式(非オペレーターで日常管理作業は自家で行う農家を想定)は以下の通りである。

- No.1(全作業委託型) : 米販売収入-作業委託料+日常管理作業出役賃金
- No.2(機械作業委託型) : 米販売収入-機械作業委託料
- No.3(経営委託型) : 地代+日常管理料(機械作業を除く全作業)
- No.4(経営委託型) : 地代+耕耘料(原則として地主が実施)+草刈賃+作業受託料(水管理+防除)
- No.5(経営委託型) : 地代+水田管理受託料(米販売代-農機具等経費-農薬・肥料等経費-経営管理費-地代)

のように、日常管理作業を自家で実施すれば高い収益が農家に帰属する方式を採用している。

なお、リーダー・オペレーターに対して高めの労賃水準を設定しているのはNo.1と4で、No.2は9年度から中心的オペレーターに特別報酬(専業農家への支援)を出す計画がある。また、No.3は専従型オペレーターの育成を企図し、固定給的な賃金支払い方式を試行的に7年度に実施しているなど、リーダー・オペレーターに対して経済的支援の強化を目指している。

③ 経済性諸指標(表4参照)

イ. 収益性

総資本利益率は各法人ともプラスであるが、No.3以外はほとんどゼロに近く、収益は出来るだけ構成員に還元する全戸参加型の集落営農の特徴を示している。

ロ. 財務安全性

自己資本比率は法人間で大きな差異がある。設立時期の早いNo.1は経営基盤の強化のため出資金の増額に努めている。各法人とも設立時あるいはその前身の任意生産組織時に機械・施設を補助事業で導入しているため、借入金を抱えているが、その返済は安定的に進み、償還金積み立ても着実に進んでいる。

表4 資本構成と経済性指標 (単位:円, %)

	No.1	2	3
総資本	17,591,159	15,633,792	15,570,144
自己資本	16,591,159	9,316,792	3,414,949
固定資産	16,422,690	12,301,492	7,842,460
売上高	7,643,830	3,692,216	15,358,485
人件費	2,182,527	687,000	3,269,465
指			
総資本利益率	0.1	0.9	4.3
自己資本比率	94.3	59.6	21.9
総資本生産性	10.7	11.5	61.4
労働分配率	61.3	36.4	43.2

注:人件費はNo.1, 3が作業委託料とオペレーター賃金, No.2がオペレーター賃金からなり, いずれも従事分量配当分は含まれていない(労働分配率も同様).

資料:各法人経営の平成7年度業績報告書より作成.

ハ. 生産性

総資本生産性はNo.1, 2が10台, No.3が61.4と両者間で大きく異なる. その主たる要因は前者が作業受託, 後者が経営受託という経営形態(売上高)の違いによるものである. 前者とくにNo.1は構成員への収益還元を強く意識し, 労働分配率が高くなっている. なお, No.3は中核農家育成を志向し組織あげてその支援体制をとっており, 水田規模が小さいにも関わらず人件費額(326.9万円)は他の法人を大きく上回っている.

3. 法人化に伴う集落営農の機能強化

① 農地の経営管理・保全

第1は, 農地の経営管理が可能になったことであろう. 中山間地域では高齢者農家, 独居農家が広範にみられ, その農地の維持・管理が集落として大きな課題となるが, 法人化により農地管理・保全機能が付与され, 経営受託型だけでなく作業受託型においても高齢者農家や離農家の経営受託を行っている. 作業受託型はもちろん経営管理を主目的とするものではないが, 経営管理機能が内包されることにより, 農地の保全や地域の維持機能が向上する.

第2は, 農地の計画的利用の積極的推進である. 法人化により事業部門の拡張と多様な事業展開が容易になり, 事業目標に合わせた積極的な農地利用が推進される. その典型はNo.4の高付加価値型農業への展開で転作地を積極的に活用して野菜栽培等を行っている. また, 他の法人もブロックローテーションで転作を実施し, 合わせて商品作物(野菜)の導入を図り, 転作の消化から転作地の有効利用による新事業の展開をみることができ.

② 農家や集落営農の維持・存続

第1は, 高齢者が農業者年金を受給するためには経営

移譲が必要条件となるが, 法人が経営受託機能を持つことにより地域・集落内の農地受託者の不在をカバーしている. とくに法人型集落営農という社会的信用力の高い経営体への農地委託であり, 委託農家は安心して経営移譲に踏み切れる. また, 委託後も日常管理作業などの補助作業に出役できる体制がとられ, この点からも経営移譲を容易にしている.

第2は, 任意の集落営農は減価償却費の積み立てが法的に認められておらず, 更新時に構成農家に新たな経済的負担が生じ, 組織存続のネックとなっている. 法人では減価償却費積み立てが無税で可能で, 更新時における構成農家の経済的負担という組織存続の制約要因の1つが解消される.

③ 組織内発力の形成

第1は, 売上高は最大でも1,500万円余にすぎず生産規模が小さいことから, 各法人とも専従者を抱えることは経済的に出来にくい. しかしながら, 現在のリーダー・オペレータの他に, リーダーの交替, オペレータの新規確保, さらに後継者の新規就農など人材の確保・形成力は高いといえる. とくに新たな人材の確保は, 法人の社会的評価・信用力を高め, 分業や役割分担の確立等により組織の活性化をもたらしている.

第2は, 法人化により稲作生産につけ加え野菜生産・農産加工さらには都市との交流など新しい事業展開が強く意識されはじめてきた. とくに女性や高齢者層は機械作業補助者としての重労働から解放され, 高付加価値型農業への関心を高めている¹⁰⁾. このような内発力の強化は小規模農業の維持, 農業自給力の向上さらには構成農家の話し合い強化などと結びつき集落及び集落営農の組織再生力を高めている.

④ 担い手形成力

第1は, No.1, 2では法人自身がハウス施設等の新たな事業を導入し, 担い手育成を積極的に図っている¹⁰⁾. また, No.3, 4は集落内の非構成農家, No.1, 4, 5は集落外の農地の受託を行っている. これらは構成農家の農地保全だけでなく法人の規模拡大の可能性を示すものであり, 担い手(人材・労働力と組織体)形成力の強化機能を持つものといえる.

第2は, 担い手としての社会的評価の高まりがあげられる. 前述したように, 経営移譲者からの農地の受託など, 集落内からの信用度の高まりと合わせて, 集落外からも農地委託先として高く評価されつつある. とくに特定農業法人化したNo.3, 4, 5は農地利用改善団体の農地集積対象の担い手と位置づけられており, 集落だけで

なく地域の担い手¹⁶⁾として位置づけられつつある。

⑤ 定住環境・環境保全機能

第1は、集落営農の法人設立理念は多様であるが、その基本には豊かな農村の維持・再生が掲げられている。つまり、法人型集落営農は機能集団の性格の強い任意の生産組織と異なり、農業・農地を守ることと合わせて、農村の美化、農村文化の継承、高齢者対策、子供の教育などへの配慮が生まれてくる。そして農業生産と農村生活、いわゆる定住条件の向上にむけての多様な機能が形成・内包され、かつ活動が展開されてくる¹⁷⁾。

第2は、農業生産の安定的継承により、水田をはじめとする地域資源の維持・管理が可能になり、結果として地域の景観の維持や水資源の保全など農業と農村が持つ公益的機能が維持される。また、農業の内発力の強化により都市との交流も積極化し、農村サービスの提供等を通して、都市住民への環境保全意識の啓発と高揚も期待される。

V 結 び

過疎・高齢化や農家・農地の減少・縮小に悩む農村とりわけ中山間地域では、農業生産だけでなく農村社会、地域環境の維持・保全等のために担い手の確保が緊々の課題となっている。本稿ではその担い手として集落営農に注目し、機能と役割を整理するとともに、その機能をより充実させた先駆的事例として法人型集落営農について考察した。その結果、法人型集落営農は任意の集落営農がもつ経済的・技術的効果の他に、法人化に伴って農地の経営管理・保全、構成農家の維持・保全、集落営農の組織内発力、担い手形成力さらには景観・環境保全などの機能強化がより期待できることが明らかになった。その点で、法人型集落営農は任意の集落営農に比べてより高次の企業形態として、中山間地域の担い手と位置づけられよう。

とくに法人型集落営農の利点は経営主宰権を持ち経営受託と多様な事業展開が可能になることである。これにより構成農家は農業（農業経営）の存廃、農家労働力は農業従事の選択をより容易に出来るようになり、任意型の集落営農がもつ農業と農業従事への平等性（参加と出役）から開放され、構成農家とその家族員の主体性が発揮しやすい環境が可能となる。若いリーダー・オペレーターの登用や参加、高齢者・女性向けの事業展開なども平等性からの開放により実現できたといえる。もちろん、集落あるいは農業生産の維持のため構成農家の協力は欠

かせず、企業運営として多様な手法が採用されている。言い換えるなら、法人化に伴い伝統的・固定的な平等性から近代的・主体的な平等性への脱皮が進み¹⁸⁾、まさに農業と集落の再編や内発力を持ちうる担い手となっている。

一方、組織存続のカギをにぎる人材形成力は、集落営農が集落を単位とする限り規模の規定性がつきまとうが¹⁹⁾、前述したように法人化による構成農家とその家族員の意識変革や法人内での新規事業の導入などにより確実に高まっている。

いずれにしても、任意の集落営農の大きな課題である組織の継続性は、法人化により法的な条件が整備されただけでなく、構成農家の意識変革やインキュベーター機能の形成などにより強まっていると言える。それは、中山間地域が追い求めている担い手条件である農業生産と農家生活の維持・存続や活性化機能、さらには国民の価値観の転換に対応²⁰⁾しうる地域資源の保全・管理や農村サービスの都市への提供等の機能を内包したもので、まさに国民に広く認知され、かつ農政上の担い手²¹⁾になりうる可能性を秘めた新たな担い手形態といえよう。

注

- 1) 集落営農の定義は、以下の諸論文を参照。平塚貴彦「農業の担い手としての集落営農」『農林業問題研究』107号、1992年6月、P35。小林哲郎「農業政策の展開と集落営農」『農林業問題研究』107号、1992年6月、P16。佐々木康雄「『集落営農』を母体とする法人化と特定農業法人への展望」『農政調査時報』、第467号、1995年8月、P14。
- 2) この他に、系統農協でも第15、16、17回農協大会で地域農業再編の担い手として地域営農集団の育成を強調している。
- 3) 国土庁計画・調整局『地域の集落の動向と国土資源、自然環境等に与える影響に関する調査報告書』、平成8年3月、P8。によると、今後、無住化の可能性がある限界レベル1、2集落は全集落数の3.1%、しばらく無住化しないが、衰退していく限界レベル3集落は16.0%と推測している。
- 4) 伊藤氏は、組織化過程は個別経営をめぐる環境条件の変化、あるいは農政の転換という歴史的画期に対応して展開をし「主体的条件、客体的条件という2つの相互作用においてとらえよう」と述べている。伊藤忠雄著『現代農業生産組織の経営論』、農林統

- 計協会, 1992年, P5.
- 5) 農林水産省『新しい食料・農業・農村政策の方向』, 平成4年6月.
 - 6) 島根県農業会議によると, 本稿の事例の他に平成9年4月よりNo.1, 2に隣接する集落営農が法人化した. また, 現在7~8カ所から集落営農の法人化の相談を受けている.
 - 7) 筆者は中山間地域(条件不利地域)における担い手問題には, 政策的な経済サポート(デカップリング)制度の創設が極めて重要なカギを握るとみている. そのためには, 国民的合意の形成が得られる受け皿としての担い手の企業形態, 機能や役割についての基準作りが重要な課題となる.
 - 8) 平塚氏は, 集落営農の多面的意義として, 経済的意義, 社会的意義に区分して提示している. 平塚貴彦「前掲論文」, P38~39.
 - 9) 中山間地域の集落当たり経営耕地面積は都府県平均で20.3ha, 中国地方や島根県はより小さく13.2ha, 9.7haにすぎず, 経済的条件にも恵まれていない. 1990年センサスより計算.
 - 10) 島根農業振興対策事業は, 現在3期目に入っており, 事業対象・目的も少しずつ変化しているが, 集落を基礎単位とする振興方策には大きな変化はない. 島根県農林水産部資料より.
 - 11) 竹山孝治『島根県における集落営農法人の運営実態と成立条件』島根県農業試験場企画調整部, 平成9年7月, P1~14.
 - 12) 特定農業法人は全国で21事例(1997年10月)を数える. そのうち3事例が島根県中山間地域に集中し, かつ全戸参加型集落営農である.
 - 13) 従事分量配当は, 決算後の余剰金について行われ, その算出基礎はNo.1は出役と出資金, No.2は出役, No.3は出役と委託農地からなっている.
 - 14) 西村武司氏(現京都大学大学院生)の1996年度卒業論文『集落営農の農業集落維持効果に関する研究』, 1997年3月. によると, No.4は構成農家17戸が出役し, 出役総労働時間(平成8年3月~12月)は7,351時間となっている. そのうちオペレーター(5名)は1,361時間(18.5%)にすぎず, それ以外は高齢者(60歳以上16名)や女性(世帯主妻11名, 母4名)による稲作の日常管理作業と野菜生産・農産加工で, 特に後者への労働投入が多い.
 - 15) No.1, 2では法人が事業主体となってハウス施設(花き・野菜)を導入し, 後継者の就農や専業農家の規模拡大を図っている. また, No.1のリーダー及び後継者とNo.2の専業農家は外部(1名)の協力を得てラジコンヘリコプターによる防除事業を開始している.
 - 16) No.3, 4, 5は農業経営基盤強化促進法に基づき市町村長から認定をうけた地域(農用地利用改善団体)の担い手であり, 当該集落(小字)内はもちろん隣接集落を含む地域(大字)の農地や作業を集積していくことが, 今まで以上に可能となり, また, 地域からも期待されている.
 - 17) 内田和義・北村陽一郎「むらおこし」と農村リーダー(北川泉編著『中山間地域経営論』お茶の水書房, 1995年, P295~314. 所収)によると, No.1では, 露地野菜・農産加工・集団転作の推進, 圃場整備や集会所及び周辺の整備・改修, 「おくがのたいむす」の発刊やテレビ共同受信施設・自主放送局の設置, 自治会の結成や新年会・カラオケ大会の実施, 田植えばなしの保存や神社の建立・不動尊の供養など, 生産から生活までまさに多様な取り組みを見せている.
 - 18) 頼氏は, 法人設立により「構成員の意識格差及び利害対立を克服するのが容易になる」と指摘している. 頼平著『農業経営学』, 1991年, P337.
 - 19) ここで問題となるのは, 集落営農が形成されたり, それが法人化されたりしても, 集落の絶対的規模が小さいことである. 例えば, 中国中山間地域の集落当たりの耕地面積は9.7ha, 構成農家数は13戸程度にすぎず, 集落営農やそのリーダーが低コスト農業や高付加価値型農業を展開するには規模, 人材の確保の点で極めて難しいことが想像される. この問題点を克服するためには, 集落あるいは集落営農をまたがる組織化や, その上位組織に法人格をもたせ, 組織の規模拡大と機能強化を追求することも考えていく必要があろう. なお, No.1, 2が町内の法人型集落営農と一緒に, 特定農業法人に認定(1997年11月)されるという注目する動きをみせている.
 - 20) 河村氏は, 中山間地域をめぐる役割評価は「社会の価値観が所得志向からアメニティー志向へ転換したことに対応」したもので, それへの対応が必要であると指摘している. 河村能夫「中山間地域におけるニュービジネスの可能性を探る」『農業と経済』1996年9月, P43.
 - 21) デカップリング政策が国民的合意を得られにくい要因として, 受け皿としての担い手の企業形態とその

機能や役割が不明確であることも1つの理由と考えられる。詳しくは別稿で議論しなければならないが、合意形成要因として筆者は本文IVの3の①～⑤の諸点が極めて重要と考える。なお、生源寺氏は、条件不利地域政策の直接所得補償問題について「条件不利地域に求められているのがいかなる農業であり、林業であり、コミュニティであるのか、この点に関

するビジョンの自覚的な吟味も、必ずしも十分とは言えない」とデカップリング政策目標の曖昧さを指摘しているが、その背後には条件不利地域やそこでの農林業をリードする主体・担い手とその性格・機能の問題が隠されていると言えよう。「条件不利地域農業の問題構造と政策課題」『農林業問題研究』124号、1996年6月、P3.